

流域治水について

令和2年11月30日
国土交通省 東北地方整備局

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築することが必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者*により流域全体で行う「流域治水」へ転換する ※国・都道府県・市町村・企業・住民等

<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築することが必要 ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要 	➔	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換 ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】
---	---	---

<p>■ 「流域治水」への転換</p>	<p>■ 流域治水プロジェクト</p>
---------------------	---------------------

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に推進【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

① 氾濫をできるだけ防ぐ

（ための、しみこませる）[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

集水域

（ための）**河川区域**
[国・県・市、利水者]
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用
遊水地等の整備・活用[国・県・市]
（安全に流す）[国・県・市]
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
（氾濫水を減らす）[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

グリーンインフラの活用
自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進
雨庭の整備（京都市）

② 被害対象を減少させる

（よりリスクの低いエリアへ誘導）
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]
（被害範囲を減らす）二線堤等の整備[市]

集水域

（土地のリスク情報の充実）[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
（避難態勢を強化する）[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
（経済被害の最小化）[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
（住まい方の工夫）[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等
（支援体制を充実する）[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
（氾濫水を早く排除する）[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

氾濫域

③ 被害の軽減・早期復旧・復興

（イメージ）※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中
★戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
浸水範囲(昭和XX年洪水)対策費用

河川対策

- 流域対策（集水域と氾濫域）
- ソフト対策
・水位計・監視カメラ設置、マイ・タイムライン作成 等

利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開

（今後の水害対策の進め方）

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応

- ・緊急治水対策プロジェクト（甚大な被害が発生した7水系）
- ・流域治水プロジェクト（全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化）

速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進

- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

・米代川流域のあらゆる関係者が協働して「流域治水」（流域全体で水害を軽減させる治水対策）を計画的に推進するため、『米代川圏域流域治水協議会』を令和2年9月18日に設立しました。
・今後、流域治水対策の全体像を「米代川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、流域治水を計画的に推進してまいります。

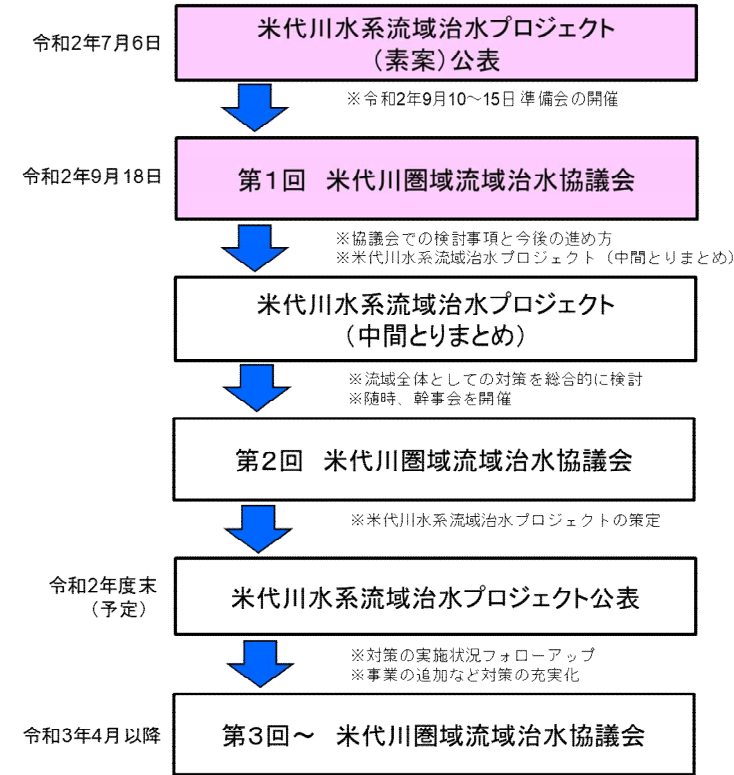
■ 米代川圏域流域治水協議会の目的

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、米代川流域において、あらゆる関係者が協働して「流域治水」(流域全体で水害を軽減させる治水対策)を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

■ 米代川圏域流域治水協議会の実施事項

1. 米代川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「米代川水系流域治水プロジェクト」の策定と公表
3. 「米代川水系流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、流域治水に関して必要な事項

【流域治水協議会フロー】



【委員構成】

- ・能代市長 ・北秋田市長・大館市長
 - ・鹿角市長 ・小坂町長 ・藤里町長
 - ・上小阿仁村長
 - ・秋田県建設部長
 - ・国土交通省 能代河川国道事務所長
- ※令和2年9月18日時点

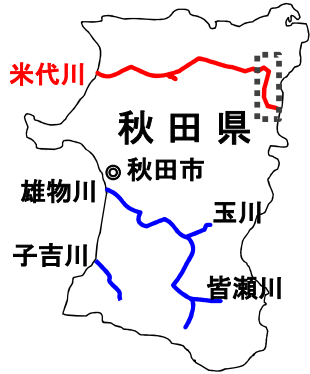
3. 米代川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

米代川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

～秋田県北地域を守る流域が一体となった治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、米代川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した昭和26年洪水（前線）＜上流部で戦後最大＞及び昭和47年洪水（前線）＜下流部で戦後最大＞と同規模の洪水に対して家屋浸水を防止し、気候変動も踏まえて流域における浸水被害の軽減を図る。

位置図



■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備 等

■流域における対策

- ・利水ダム等9ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：国、秋田県、岩手県、東北電力㈱、三菱マテリアル㈱、土地改良区など）
 - ・開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置指導
 - ・防災拠点等の整備
 - ・立地適正化計画の策定・見直し
 - ・下水道の雨水幹線の整備 等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト施策

- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
 - ・教育機関との連携による出前講座・防災教育の拡充
 - ・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

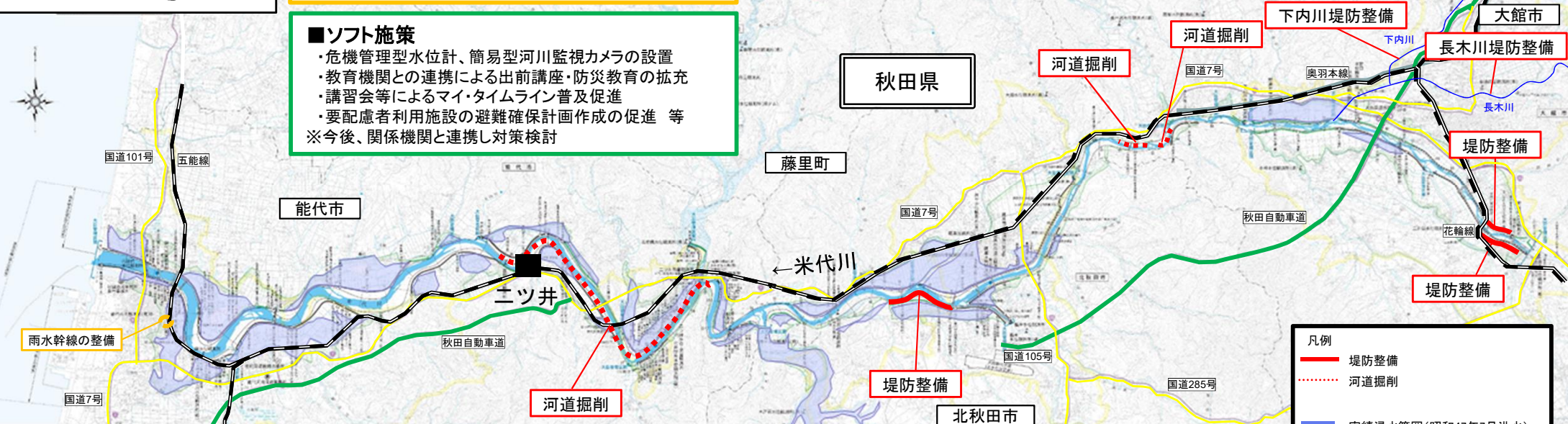
昭和47年7月洪水



能代市二ツ井町付近の浸水状況



能代市中川原地区の堤防決壊



凡例

- 堤防整備
- - - 河道掘削
- 実績浸水範囲(昭和47年7月洪水)
- 大臣管理区間

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。